

3 建第 1242 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

(公社) 愛媛県宅地者取引業協会事務局長
(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部事務局長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長
(公印省略)

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業免許及び登録を受けている
宅地建物取引士の変更に係る手続きの周知徹底等について

平素より、本県の宅地建物取引業行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 9 条において、宅地建物取引業者は、一定の事項に変更があった場合は 30 日以内に免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならないとされており、また、法第 20 条において、登録を受けている宅地建物取引士は、登録を受けている事項に変更があったときは、遅延なく、登録を受けている都道府県知事に変更の登録を申請しなければならないとされております。

しかしながら、宅地建物取引業の免許（更新）に係る申請や、宅地建物取引士証の交付の申請などにおいて、一部の宅地建物取引業者及び登録を受けている宅地建物取引士の中には、必要な変更に係る手続きがなされない者が見受けられ、当該変更に係る手続きの趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。

つきましては、当該変更に係る手続きの趣旨をご理解の上、貴団体加盟業者に対して、当該変更に係る手続きを含めた法令の遵守について、徹底いただきますようお願いいたします。

※宅地建物取引業者が行う専任の宅地建物取引士等の就任及び退任に伴う変更届は、宅地建物取引業者として免許権者に届け出るものであり、その届出により、第 20 条に基づく宅地建物取引士個人の登録簿の内容の変更が自動的に実施される訳ではないので、ご留意願います。

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

宅地建物指導係

TEL 089-912-2758

FAX 089-941-0326

宅地建物取引業法（抜粋）

（宅地建物取引業者名簿）

第八条 国土交通省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、国土交通大臣にあつてはその免許を受けた宅地建物取引業者に関する次に掲げる事項を、都道府県知事にあつてはその免許を受けた宅地建物取引業者及び国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許証番号及び免許の年月日

二 商号又は名称

三 法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 個人である場合においては、その者の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 事務所の名称及び所在地

六 前号の事務所ごとに置かれる第三十一条の三第一項に規定する者の氏名

七 第五十条の二第一項の認可を受けているときは、その旨及び認可の年月日

八 その他国土交通省令で定める事項

（変更の届出）

第九条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地建物取引士の登録）

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引士資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登録してするものとする。

（変更の登録）

第二十条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。